

よくある質問

- Q 1 地方活力向上地域とはどこですか
A 1 静岡県では、県内全市町のうち、一般的には都市計画法上の用途地域などを、拡充型、移転型ごとに対象地域として指定しています。詳しくは県HPでご確認いただくか、お問合せください。
- Q 2 どのような用途変更が特定業務施設の整備に該当しますか
A 2 工場を事務所とするというような、十分な改修が行われるもので、外形上明確に判別がつくものが対象になります。工場の空きスペースに簡易な仕切りを設けて事務所とするようなものは、対象になりません。
- Q 3 常時雇用する従業員とは
A 3 法人又は個人事業主に雇用されている雇用保険一般被保険者です。正社員でなくても、期限が定められていないフルタイムの雇用者は該当します。
- Q 4 従業員の増加要件における中小企業者の定義はなんですか
A 4 中小企業等経営強化法に基づき、次表の資本金の額及び従業員数に該当する企業です。

	業 種	資本金の額	従業員数
1	製造業、建設業、運輸業その他の業種に属する業種 (次の2～5の業種を除く)	3億円以下	300人以下
2	卸売業	1億円以下	100人以下
3	サービス業	5千万円以下	100人以下
4	小売業	5千万円以下	50人以下
5	ゴム製品製造業（自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く）	3億円以下	900人以下
	ソフトウェア業又は情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
	旅館業	5千万円以下	200人以下

- Q 5 認定要件にある着工前とはどの時点ですか
A 5 土地の造成に関する工事や仮設工事ではなく、特定建設業務の建設工事の着工前を指し、一般的には杭打ち工事や根切工事の着工前に認定を受ける必要があります。なお、賃貸による場合は賃貸契約締結前となります。
- Q 6 同一建物において特定業務施設とそれ以外の業務施設が混在する場合は、どのように扱いますか
A 6 階層単位や執務室単位等、具体的な業務施設の構造等を勘案し、特定業務施設となる部分を明確に区分することが必要です。共有する部分がある場合は、原則として建物の特定業務施設部分とそれ以外の業務施設部分の床面積按分により算出します。

静岡県

認定期間：平成31年度まで

～本社機能の移転・拡充をお考えの事業者の皆様へ～

本社機能の移転・拡充 に対する支援制度のご案内

静岡県において**本社機能の移転・拡充**を行う場合、**一定の条件の下**、不動産取得税や法人税などの、**全国トップクラスの優遇措置**を受けることができます



認定により受けられる優遇措置

県税の減税率全国
トップクラス！！

- 県税の優遇措置
 - ・ 不動産取得税 【移転型】課税免除
【拡充型】95%減税
 - ・ 事業税（3年間）【移転型のみ】課税免除
- 国税の優遇措置（法人税・所得税）
 - ・ オフィス減税
建物等の取得価格に対して特別償却又は税額控除
 - ・ 雇用促進税制
特定業務施設において、新たに雇い入れた従業員等に係る税額控除



お気軽にご相談ください

(問合せ先)
静岡県政策推進局総合政策課
TEL(054)221-3201 FAX(054)221-2750
E-mail : frontier@pref.shizuoka.lg.jp

認定を受けるための主な要件

- ①静岡県地域再生計画における「地方活力向上地域」内で「特定業務施設」の整備（新設、増設、賃貸、用途変更）を行うこと

「特定業務施設」とは？

事務所（「調査・企画部門」、「情報処理部門」、「研究開発部門」、「国際事業部門」、「その他管理部門」のいずれか）、研究所、研修所が対象。
工場や店舗などは対象になりません。

- ②特定業務施設において、常時雇用する従業員が5人（中小企業者は2人）以上増加すること

区分	事業内容	雇用要件
移転型	東京23区から、特定業務施設を「地方活力向上地域」に移転して整備する事業	<ul style="list-style-type: none"> 特定業務に従事する従業員が5人（中小企業者は2人）以上増加 増加従業員の過半数（※1）が東京23区からの転勤者（※2）
拡充型	特定業務施設を「地方活力向上地域」において、整備する事業	<ul style="list-style-type: none"> 特定業務に従事する従業員が5人（中小企業者は2人）以上増加

※1 初年度に東京23区からの転勤者が半数を超える場合は、期間全体では4分の1で可

※2 東京23区における従業員減少分を上限に、地方事業所での新規雇用者を転勤者とみなす

- ③着工する前に知事に対し「地方活力向上地域等特定業務施設整備計画」を申請し、認定を受けること
④平成34年3月31日までに事業完了（特定業務施設の供用、従業員の増加）すること

支援制度を活用した場合の試算例

事例 本社が県内にある物流事業者（全従業員数60人、中小企業者に該当）が、本社事務所を県内に新設し、総務部門、企画部門を拡充
 ・総務部門、企画部門に新規で5人を雇用（法人全体の雇用増加率8%未満）
 ・投資金額：3億円（土地2億円、建物1億円）

○対象となる支援内容

1,350万円の減税効果

税目	支援制度活用の内容	減税額
不動産取得税	土地2億円（課税率3%）⇒600万円 建物1億円（課税率4%）⇒400万円 それぞれに95%の減税	600万円×95%=570万円 400万円×95%=380万円 } 950万円
法人税（オフィス減税）	建物1億円に対し、4%税額控除 ※限度額：当期法人税額の20%	1億円×4%=400万円 ※雇用促進税制と併用不可 本例ではより有利なオフィス減税を適用
※参考 法人税（雇用促進税制）	1期目に2人、2期目に3人新規雇用（5人全員が正規雇用） ※限度額：当期法人税額の30%	1期目：30万円×2人=60万円 } 150万円 2期目：30万円×3人=90万円 } ※オフィス減税と併用不可のため不適用

併用不可

支援制度（優遇措置の概要）

区分	拡充型事業	移転型事業	
県税	共通要件	本社機能に係る建物等の特別償却設備（※1）を新設又は増設し、その取得価格の合計が3,800万円（中小企業者（※2）は1,900万円）以上の場合（認定日の翌日から2年以内に取得すること）	
	事業税	特例措置 対象外	課税標準額×（新設又は増設した特定業務施設に係る従業員数/県内の総従業員数）に対して課税免除（3年間）
	不動産取得税	特例措置 建物及びその敷地である土地の取得に係る不動産取得税に対して95%減税 ※土地の取得については、その取得日の翌日から1年以内に当該土地を敷地とする建物等の建設に着手した場合には限りす	建物及びその敷地である土地の取得に係る不動産取得税に対して課税免除
国税（法人税・所得税）	オフィス減税（※3）	要件 認定された施設整備計画に基づき本社機能に係る建物等（建物、建物附属設備、構築物）を新設又は増設し、その取得価格が2,000万円（中小企業者（※4）は1,000万円）以上の場合（認定日の翌日から2年以内に取得すること）	特例措置 建物等の取得価格に対し、特別償却15%又は税額控除4% 建物等の取得価格に対し、特別償却25%又は税額控除7%
	雇用促進税制（※3）	要件 <ul style="list-style-type: none"> 適用年度中の特定新規雇用者等数（※5）が2人以上であること 適用年度及び前事業年度に事業主都合による離職者がいないこと 適用年度の給与等支給額が、前年度より一定以上増加 ※この他にも、「整備する本社機能を一の雇用保険適用事業所とすること」、「雇用促進計画の提出」などいくつかの要件があります。詳しくは、本社機能を整備する市町を管轄するハローワークへ事前にご相談ください	特例措置 整備した本社機能に係る新規雇用者1人当たり次の金額を税額控除 法人全体の雇用者増加率が ■8%以上の場合 ・無期雇用かつフルタイムの者 60万円 ・他の事業所からの転勤者又は新規雇用者数の4割に達するまでの非正規雇用者 50万円 ■8%未満の場合 ・無期雇用かつフルタイムの者 30万円 ・他の事業所からの転勤者又は新規雇用者数の4割に達するまでの非正規雇用者 20万円
			①左記の税額控除の適用（雇用者増加率は5%に読み替え） ②①に加え、東京23区からの転勤者を含む特定業務施設の雇用者増加数1人当たり30万円を上乗せ （②は、最大3年間継続 ただし、特定業務施設の雇用者数又は法人全体の雇用者数が減少した適用年度以降は不適用）

（※1）法人税法又は所得税法の規定に基づく減価償却資産をいい、具体的には、建物及びその附属設備、構築物、機械及び装置、備品等をいいます

（※2）中小企業等経営強化法の規定に基づく中小企業者をいい、具体的には、製造業、建設業、運輸業等 資本金等が3億円以下・従業員が300人以下
卸売業 資本金等が1億円以下・従業員が100人以下
サービス業 資本金等5千万円以下・従業員100人以下など
（地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定要件についての中小企業者も適用）

（※3）雇用促進税制とオフィス減税は併用不可（雇用促進税制の上乗せ措置については、オフィス減税と併用可）

（※4）租税特別措置法の規定に基づく中小企業者をいい、具体的には、資本金の額又は出資金の額が1億円以下の法人又は資本又は出資を有しない法人のうち常時使用する従業員の数が1,000人以下の法人をいいます

（※5）雇用保険一般被保険者である「特定業務施設の無期雇用かつフルタイムの新規雇用者数（特定業務施設の雇用者増加数が上限）」と「特定業務施設の雇用者増加数から新規雇用者数を控除した数（0を下回る場合は0）」の合計数

国税の優遇措置については、詳しくは事務所を管轄する税務署、労働局又はハローワークにお問合せください